

熊本市指定障害福祉サービス事業者自己点検表(運営・就労移行支援)

事業所番号

4310102886

事業所名

みらいねっとワークス

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	確認欄
	(回答例)	(1)利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスを提供するよう努めているか。	○	いる		いない	運営規程 個別支援計画 ケース記録	第3条第2項	
		(2)利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じているか。		いる	○	いない	同上	第3条第3項	
第1 基本方針・一般原則									
1	基本方針・一般原則	<p>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の9に規定する者に対して、施行規則第6条の8に規定する期間にわたり生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p> <p>※施行規則第六条の九 就労を希望する65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者((中略)支給決定を受けていたものに限る。)であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。</p> <p>※施行規則第六条の八 二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあつては、三年又は五年とする。</p> <p>なお、就労移行支援において、就労後に労働時間の延長の際に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が引き続き当該指定就労移行支援事業所において就労移行支援を受ける場合は、改めて支給決定を行うため、報酬告示第12の1の注5の(における利用者のサービス利用期間の算定に当たっては、従前の支給決定におけるサービス利用期間と通算しないこと。</p>	○	いる		いない	運営規程 個別支援計画 ケース記録	平18厚令171 第174条	
第2 人員に関する基準									
2-01	従業者の員数	(1)職業指導員及び生活支援員 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 また、職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。	○	いる		いない	勤務実績表 出勤簿 従業員の資格証 勤務体制一覧表 平均利用人数が 分かる書類(実 績表等)	平18厚令171 第175条	
2-01	従業者の員数	(2)職業指導員 職業指導員の数は、1以上となっているか。	○	いる		いない	同上	同上	
2-01	従業者の員数	(3)生活支援員 生活支援員の数は、1以上となっているか。	○	いる		いない	同上	同上	

熊本市指定障害福祉サービス事業者自己点検表(運営・就労移行支援)

事業所番号

4310102886

事業所名

みらいねっとワークス

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	確認欄	
2-01	従業員の員数	<p>(4)就労支援員 ア 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。</p> <p>※就労支援員(指定基準通達第十一(2)) 就労支援員は、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。また、令和7年4月1日からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。)の一のイに定める研修として実施される雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修(以下「基礎的研修」という。)を受講していること。ただし、令和10年3月31日までは、経過措置として、基礎的研修を受講しなくとも、就労支援員の業務に従事できることとする。</p>	○	いる	いない	同上	同上	
2-01	従業員の員数	(4)就労支援員	○	いる	いない	同上	同上	
2-02	サービス提供(児童発達支援管理)責任者	<p>サービス管理責任者は、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>※サービス管理責任者は、事前に相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者研修(更新対象者についてはサービス管理責任者更新研修)を受けておく必要がある。</p>	○	いる	いない	同上	同上	
2-03	管理者	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>※「管理者」(指定基準通達第四三(七)) 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ア 当該事業所のサービス管理責任者又は従業員としての職務に従事する場合 イ 当該事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業員としての職務に従事する場合であって、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合 ※当該他の事業所又は施設等の管理者、サービス管理責任者又は従業員としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合</p>	○	いる	いない	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表	平18厚令171 第177条 (第51条準用)	
2-04	利用者数の算定	<p>利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	○	いる	いない	利用者数(平均利用人数)が分かる書類(利用者名簿等)	平18厚令171 第175条第2項	
2-05	職務の専従	<p>事業所の従業員は、専ら当該事業所の職務に従事する者又はサービスの単位ごとに専ら当該サービスの提供に当たる者となっているか。</p> <p>※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	○	いる	いない	従業員の勤務実態の分かる書類(出勤簿等)	平18厚令171 第175条第3項	

熊本市指定障害福祉サービス事業者自己点検表(運営・就労移行支援)

事業所番号

4310102886

事業所名

みらいねっとワークス

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	確認欄
2-06	従たる事業所を設置する場合における特例	事業所における主たる事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 ※指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設には経過措置あり。	○	いる	いない	同上	平18厚令171 第177条 (第79条準用)
<b>第3 設備に関する基準</b>							
3	設備に関する基準	(1)事業所内に以下の設備を設けているか。 ①訓練・作業室 ②相談室 ③洗面所 ④便所 ⑤多目的室 ⑥その他運営に必要な設備  ※相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用可。 ※訓練・作業室等の面積及び数(指定基準通達第五2(1)) 原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部(出張所)とみなして設備基準を適用するものである。	○	いる	いない	平面図 備品・設備一覧 表	平18厚令171 第179条 (第81条準用)
3	設備に関する基準	(2)設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	○	いる	いない	同上	同上
3	設備に関する基準	(3)訓練・作業室 ① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ※訓練・作業室等の面積及び数(指定基準通達第五2(2)) 事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。	○	いる	いない	同上	同上
3	設備に関する基準	(3)訓練・作業室 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	○	いる	いない	同上	同上
3	設備に関する基準	(4)相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	○	いる	いない	同上	同上
3	設備に関する基準	(5)洗面所 利用者の特性に応じたものであるか。	○	ある	ない	同上	同上
3	設備に関する基準	(6)便所 利用者の特性に応じたものであるか。	○	ある	ない	同上	同上
<b>第4 運営に関する基準</b>							
4-01 ~10	(設問なし)						

熊本市指定障害福祉サービス事業者自己点検表(運営・就労移行支援)

事業所番号

4310102886

事業所名

みらいねっとワークス

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	確認欄
4-11	サービスの提供の記録	(1)サービスを提供したときは、①「当該サービスの提供日」、②「内容」、③「その他必要な事項」を記録しているか。 ※サービス提供の記録について(指定基準通達第三3(9)) ①「サービスの提供日」、②「提供したサービスの具体的内容」、③「実績時間数」、④「利用者負担額等」の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。	○ いる	いない	サービス提供の記録	平18厚令171第184条(第19条準用)	
4-11	サービスの提供の記録	(2)サービスの提供につき記録したときは、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けているか。	○ いる	いない	同上	同上	
4-12 ~15	(設問なし)						
4-16	利用者負担額等の受領	(1)サービスを提供したときは、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。	○ いる	いない	請求書 領収書	平18厚令171第184条(第159条準用)	
4-16	利用者負担額等の受領	(2)法定代理受領を行わないサービスを提供したときは、利用者から当該サービスに係るサービス等費用基準額の支払を受けているか。 ※該当なしの場合は、回答不要。	いる	いない	同上	同上	
4-16	利用者負担額等の受領	(3)「4-16(1)(2)」の支払を受ける額のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、利用者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を利用者から受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 日用品費 ③ その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの	いる	いない	同上	同上	
4-16	利用者負担額等の受領	(4)「4-16(1)~(3)」に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付しているか。	○ いる	いない	領収書	同上	
4-16	利用者負担額等の受領	(5)「4-16(3)」に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について①「説明を行い」、②「当該利用者等の同意」を得ているか。	いる	いない	重要事項説明書	同上	
4-17	利用者負担額に係る管理	(1)利用者(指定宿泊型自立訓練及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働省が定める者に限る)が、同一の月に複数のサービス等を受けたときは、利用者負担額合計額を算定しているか。 ※該当事案なしの場合は回答不要。 ※利用者負担額合計額 複数のサービス等に係るサービス等費用基準額から当該複数のサービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額	いる	いない	上限額管理依頼書、上限額管理関係書類	平18厚令171第184条(第170条の2準用)	
4-17	利用者負担額に係る管理	(2)利用者(指定宿泊型自立訓練及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働省が定める者を除く)が同一の月に複数のサービスを受けたときは、利用者の依頼により、利用者負担額合計額を算定しているか。 ※該当事案なしの場合は回答不要。	いる	いない	同上	同上	
4-17	利用者負担額に係る管理	(3)「4-17(1)(2)」の場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び他の事業者等に通知しているか。 ※「4-17(1)(2)」の該当事案なしの場合は回答不要。	いる	いない	同上	同上	

熊本市指定障害福祉サービス事業者自己点検表(運営・就労移行支援)

事業所番号

4310102886

事業所名

みらいねっとワークス

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	確認欄
4-18 ~26	(設問なし)						
4-27	(機能)訓練・指導等	(1)利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	いる	いない	個別支援計画 サービス提供記 録	平18厚令171 第184条 (第160条準用)	
4-27	(機能)訓練・指導等	(2)利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	いる	いない	同上	同上	
4-27	(機能)訓練・指導等	(3)事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 ※常時1人以上の従業者を訓練に従事させることについて(指定基準通達第83(2))適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならない。	いる	いない	同上	同上	
4-27	(機能)訓練・指導等	(4)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	いない	いる	同上	同上	
4-27	(機能)訓練・指導等	(5)利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しているか。	いる	いない	同上	平18厚令171 第179条の2	
4-28 ~29	(設問なし)						
4-30	生産活動・就労	(1)生産活動・就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。	いる	いない		平18厚令171 第184条 (第84条準用)	
4-30	生産活動・就労	(2)生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。	いる	いない		同上	
4-30	生産活動・就労	(3)生産活動・就労の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。	いる	いない		同上	
4-30	生産活動・就労	(4)生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	いる	いない		同上	
4-31	工賃の支払・賃金	生産活動に従事している利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。(就労支援始業の運用ガイドラインに基づき福祉事業活動と生産活動に係る費用の区分、また共通経費については合理的な按分を行っているか)	いる	いない	工賃支払記録 工賃支給規程 就労支援事業に 関する会計書類 (出納簿等)	平18厚令171 第184条 (第85条準用)	
4-32	実習の実施	(1)利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。 ※実習の実施(指定基準通達第13(3)) 実習時において、指定就労移行支援事業所における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。	いる	いない	サービス提供記 録	平18厚令171 第180条	
4-32	実習の実施	(2)実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	いる	いない	同上	同上	

熊本市指定障害福祉サービス事業者自己点検表(運営・就労移行支援)

事業所番号

4310102886

事業所名

みらいねっとワークス

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	確認欄
4-33	求職活動の支援等	(1)公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。	<input type="radio"/>	いる	<input type="radio"/>	いない	サービス提供記録	平18厚令171第181条	
4-33	求職活動の支援等	(2)公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	<input type="radio"/>	いる	<input type="radio"/>	いない	個別支援計画 サービス提供記録	同上	
4-34	職場への定着のための支援	(1)利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。 ※「6月」とあるのは、通常の就労移行支援を利用し、企業等に新たに雇用された後も、通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして引き続き就労移行支援を利用する障害者(以下第十において「一時利用対象者」という。)に対しては、「企業等に新たに雇用された日(就職日)」ではなく、一時的な就労移行支援の利用が終了した日(以下「サービス終了日」という。)から少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、サービス終了日以降に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。	<input type="radio"/>	いる	<input type="radio"/>	いない		平18厚令171第182条	
4-34	職場への定着のための支援	(2)当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。	<input type="radio"/>	いる	<input type="radio"/>	いない		同上	
4-35	就職状況の報告	毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しているか。 ※就職状況の報告(指定基準通達第13(6)) 毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後6月以上(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月以上)職場へ定着している者の数を、市に報告しなければならない。	<input type="radio"/>	いる	<input type="radio"/>	いない		平18厚令171第183条	
4-36 ~46	(設問なし)								

熊本市指定障害福祉サービス事業者自己点検表(運営・就労移行支援)

事業所番号

4310102886

事業所名

みらいねっとワークス

番号	事項	点検内容	適	不適	確認文書	指定基準等	確認欄	
4-47	運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑫ 苦情解決の手続に関する事項 ⑬ その他運営に関する重要事項	○	いる	いない	運営規程	平18厚令171 第184条 (第89条準用)	
4-48 ~57	(設問なし)							
4-58	利益供与(收受)等の禁止	事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。  ※利益供与等の禁止(指定基準通達第13(7)) 具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者で紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始(利用後一定期間経過後も含む。)に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などおおよそ障害福祉サービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容があげられる。	○	いない	いる		平18厚令171 第184条 (第38条準用)	
4-59 ~63	(設問なし)							
4-64	記録の整備	(1)従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置いているか。		いる	いない	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	平18厚令171 第184条 (第75条準用)	
4-64	記録の整備	(2)利用者に対するサービス提供に関する記録を、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。  ① 個別支援計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	○	いる	いない	左記①から⑥までの書類	同上	

熊本市指定障害福祉サービス事業者自己点検表(運営・就労移行支援)

事業所番号

4310102886

事業所名

みらいねっとワークス

番号	事項	点検内容	適		不適		確認文書	指定基準等	確認欄
4-64	記録の整備	(3)書面に代わり、電磁的記録による記録の保存を行っている場合、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守した取り扱いをしているか。 交付、説明、同意が必要な書類について、電磁的記録により記録の保存を行う場合は、相手方の同意は得ているか。	○	いる		いない	電磁的記録	平18厚令171 第224条	
4-64	記録の整備	(4)交付、説明、同意が必要な書類について、電磁的記録により記録の保存を行う場合、電磁的記録により行うことに対する相手方の同意は得ているか。	○	いる		いない	相手方の同意の 記録	同上	
4-64	記録の整備	(5)(4)にあたっては、相手方がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができる方法で行っているか。	○	いる		いない	電磁的記録	同上	